【様式１】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画									令和６年度年度末自己評価結果（対象期間：令和６年４月１日～令和７年３月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度※１	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※２	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） 定量的	定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の令和４年度の競争入札における一者応札であった実績は422件、約205億円（競争入札1,039件、469億円）で全体に占める割合では、件数が約40.6%、金額が約43.7%を占めている。令和６年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。 また、競争性の確保などに向けて不落・不調となった案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施する。	（１）前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。 ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・可能な限り調達事務を前倒しし、公示期間だけでなく十分な履行期間を確保。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 ➡　入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上の公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載。 ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 ➡　仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成することとし、類似の優良事例となりうる過去の仕様書など、作成者へ積極的に情報提供を行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ➡　公表後（入札公告前）の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	－ （右取組（試行）は29年度開始）	前年度一者応札案件（令和６年度も継続のもの）について、件数ベースで令和５年度以上の改善を目指す。 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	Ｒ６年度	A	－	調達予定案件の定期的なホームページへの公表（前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載）。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。 十分な履行期間を確保したうえで、可能な限り公表・公告期間を確保。 （市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上の公表、公告の期間を確保。） 特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、 ・原則30日以上の公表・公告期間を設定 ・入札説明会を開催 など、業務内容の理解促進に努めた。 一方で、 ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等 ・過去の成果物について、仕様書においてＵＲＬの明示 を引き続き実施。	A	【本省】 ・5年度一者応札案件（6年度も継続のもの）185件のうち、63件が複数者応札に改善。 （改善率34.1%） ※4年度一者応札案件（5年度も継続のもの）184件のうち、57件が複数者応札に改善。 （改善率31.6%） ・メルマガ登録者数は、7年3月末時点で1,691名となっている。 （6年3月末時点1,665名） 【地方支分部局】 ・5年度一者応札案件（6年度も継続のもの）2件のうち、1件が複数者応札に改善。（改善率：50%） ※4年度一者応札案件（5年度も継続のもの）3件のうち、2件が複数者応札に改善。（改善率：66.6%）	積極的な情報発信により、参加者へのサービス向上に寄与している。	随時	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度の行き詰まり感が否定できない。 引き続き、入札等監視委員会や監査アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。	引き続き実施。 業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。 また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。
			（２）上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。 ➡　事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ➡　全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和（等級、地域、品目の撤廃）。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。						A	29年度	事業実施決裁時における一者応札対応状況シートの添付。 入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。	A	－	決裁時において、一者応札の対応策が明示しているため、前年度との差がイメージできる。	随時	－	引き続き実施。
			（３）上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をホームページへ公表。						A	元年度	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において決定された『随意契約の適正化の一層の推進について』において、第三者機関が一者応札を重点的に監視することとなっていることから、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、前年度においても一者応札であったものを抽出し議事概要等をHPに公表することとした。	A	入札等監視委員会において、5年度の一者応札案件として重点的に検証した8件のうち、6年度も継続して調達した5件について、2件が複数者応札となり、1件を公募随意契約に移行し価格交渉を実施した。	入札等監視委員会で審議された一者応札の案件について議事概要をＨＰに掲載した。	随時	－	引き続き実施。
			（４）不落（及び不調）となった個別案件の要因分析と再発防止・抑止のための取組を実施。 ※入札への参加は事業者の自由意志であることから、不調については可能な範囲での実施。						A	６年度	該当案件を抽出し、その要因分析等を行った。	A	－	入札参加者や参考見積り提出業者にヒアリング等を実施し、不落（及び不調）となった要因を把握するとともに、引き続き再発防止・抑止策を実施。 【再発防止策の例】 ・市場価格調査の活用などにより、適正かつ合理的な価格の積算による予定価格の設定 ・新規事業者の参入による更なる競争性確保のため周知期間の拡大 ・契約締結日前の事業者準備期間の確保（公示日の前倒しにより対応） ・発注時期の見直し	随時	人件費や資材価格の高騰及び人員確保の困難などの経営判断を理由に辞退や不参加となる業者が多く見られた。 ヒアリング結果等を踏まえ、引き続き地道に再発防止・抑止策を実施していくことが重要と考える。	引き続き実施。
			（５）遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について １．仕様書の標準化 ２．入札公告期間の延長 ３．遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 ４．入札日から履行開始までの期間延長の拡大 ５．仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載の追加 することにより、競争性を高める。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。						A	－	１．仕様書を標準化した。 ２．14営業日であった入札公告期間を引き続き21営業日確保した。 ３．遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を配布した。 ４．3月上旬としていた入札日を2月末に早め、履行開始までの期間延長を拡大した。 ５．仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載を追加した。	A	5年度と同一案件である3件について公募を実施した。	公募価格交渉を実施し経費の削減に努めた。	随時	－	引き続き実施。
			（６）防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。						A	29年度	入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を昨年度に引き続き実施。	A	5年度一者応札案件25件のうち、6件が複数者の応札に改善した。	－	随時	－	引き続き実施。
			（７）勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の高騰による単価増額の要請がある品目も多い中、前年度予算額の範囲に収まるように単価及び購入数を調整して予算を決定しており、これに基づき調達を実施。 他の公募案件については、近年褒章品を製造する職人が不足しており、今後調達数の維持が困難になる可能性が高いため、令和５年度から公募に参加し条件を満たした業者全てと契約するよう見直しており、令和６年度も引き続き実施。						A	－	勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程における価格交渉による予算単価に基づき調達を実施。 他の公募案件については、公募に参加し条件を満たした業者全てと契約することとしている。	A	価格交渉を行ったものの、昨今の物価上昇等により勲章及び褒章については約９割の品目の価格が上昇することとなった、他方で在庫の適切な管理により、今年度は予算の増額を行うことなく授与に必要な数を調達できている。 公募案件は、公募に参加し条件を満たした業者全てと契約することとしているが、調達物品の特殊性もあり参加者は増えていない。	－	随時	褒賞品の製造単価は、人件費高騰、物価上昇による材料費の高騰により全体的に大幅な値上げが見込まれており、7年度以降は予算の増額が必要となっている状況。 また、公募案件の塗箱と綬については、職人の不足により製造能力が落ちており、調達数の維持が課題となっている。	引き続き実施。

【様式１】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画										令和６年度年度末自己評価結果（対象期間：令和６年４月１日～令和７年３月31日）							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度 ※１	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度 ※２	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） 定量的	定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
	○	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。	業務の効率化	A	４年度	本取組により調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	R６年度	A	４年度	入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム（Government Electronic Procurement System：ＧＥＰＳ）の活用の推進。	A	入札案件1,108件を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 電子入札率は5年度76.0%（779件／1,025件）から6年度77.7%（861件／1,108件）に、電子契約率は5年度51.4%（400件／779件）から6年度54.8%（472件／861件）に向上した。 なお、本件数／利用率は、システムによってデジタル庁が抽出したものである。 ※各用語の定義は欄外のとおり。	【本省】 ＧＥＰＳの活用について、入札への参加方法は原則ＧＥＰＳとし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後にＧＥＰＳを利用した入札手続きの説明、リーフレットの配布などを行うことで、ＧＥＰＳでの入札参加を促した。 【地方支分部局】 同上	随時	–	引き続き実施。
○		調達手法の改善（随意契約への移行）	一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 複数にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1)(2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 一方、公募に切り替えた後も引き続き３年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。 また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。 他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	– （右取組（試行）は29年度開始）	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R６年度	A	–	【本省】 新規案件として以下の1件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。 ・孤独・孤立対策ＷＥＢサイトサーバ運用・保守 【地方支分部局】 新規案件として以下の3件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。 ・令和６年度貨物運送業務（単価契約） ・令和６年度５インチ艦砲弾用耐爆容器運用業務 ・令和６年度那覇第２地方合同庁舎（３号館）昇降機定期・法定点検及び保守業務	A	【本省】 6年度　1件 当初提示額比45万円の減 ※5年度　6件　当初提示額比4,730万円の減 【地方支分部局】 6年度　3件 当初提示額比234万円の減 ※5年度　2件 当初提示額比132万円の減	【本省】 – 【地方支分部局】 –	【本省】 随時 【地方支分部局】 随時	【本省】 – 【地方支分部局】 –	【本省】 対象となる案件があれば、引き続き実施。 【地方支分部局】 同上
○		価格交渉の推進	（１）「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・価格交渉シートの手順により契約予定者と価格交渉を行い、契約内容や価格交渉の経緯を価格交渉シートに記録する。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	–	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	R６年度	A	–	【本省】 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シートに記録。 ・随意契約案件の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記。価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。 ・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。	B	【本省】 ・6年度において、517件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、228件について36億948万円の削減効果があった。（当初提示額の2.23%） ※5年度は、568件の随意契約案件のうち247件について、36億7,684万円の削減を実施（当初提示額の2.75%） 【地方支分部局】 ・6年度において、16件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、12件について1,921万円の削減効果があった。（当初提示額の7.81%） ※5年度は、15件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、9件について373万円の削減効果があった。（当初提示額の2.75%）	【本省】 – 【地方支分部局】 –	随時	【本省】 毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。また、事業者側より物価高騰や賃上げ促進を理由に値下げに応じられないという回答が多くなっている。 【地方支分部局】 同上	【本省】 引き続き実施。
			（２）外部専門家による価格交渉の推進 ・デジタル統括アドバイザー等の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。		A	–			A		システム関係の案件については、デジタル統括アドバイザー等による仕様書や事前見積り等のチェックが済んでいることを確認した上で実施。また、随意契約案件については、価格交渉シートによる交渉を必須とした。	A	–	システムの専門的な立場から、仕様書や見積り等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。	随時	–	引き続き実施。
			（３）主要経費における価格交渉の取組（再掲） 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の高騰による単価増額の要請がある品目も多い中、前年度予算額の範囲に収まるように単価及び購入数を調整して予算を決定しており、これに基づき調達を実施。 他の公募案件については、近年褒章品を製造する職人が不足しており、今後調達数の維持が困難になる可能性が高いため、令和５年度から公募に参加し条件を満たした業者全てと契約するよう見直しており、令和６年度も引き続き実施。 参考：令和５年度上半期随意契約価格交渉結果（下表）		A	–			調達改善に向けた審査・管理の充実（５）、（６）に記載								

参考：令和５年度上半期随意契約価格交渉結果　（単位）千円

	対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率
内閣官房及び内閣法制局	214	74	58,723,482	58,139,661	△ 583,821	△ 0.99
内閣府本府（地方含む）	219	97	65,674,786	63,098,075	△ 2,576,712	△ 3.92
計	433	171	124,398,268	121,237,735	△ 3,160,533	△ 2.54

【様式１】重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画									令和６年度年度末自己評価結果（対象期間：令和６年４月１日～令和７年３月31日）								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度※１	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※２	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） 定量的	定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		新たな調達手法を採用した取組	特殊かつ専門性が高い２経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査（企業の会計制度の信頼性を確認するための調査）を行う。	経済性の向上 品質の確保・向上	A	－		R６年度	A	－	関係機関と連携し契約相手方に対し、原価計算に係る運用状況、コンプライアンス体制の整備状況などを確認する制度調査を実施した。	A	6年度は、5年度の契約状況を鑑み6社に対し実施した。	制度調査の対象となった契約相手方の本社等において、書面審査や担当者へのヒアリングなどを実施し不正事案の抑止に取り組んだ。	随時	制度調査の実施は、契約相手方に対して厳正な契約の履行を認識させる有効な手段となっていることから、引き続き制度調査の実施内容を検討しながら実施していく必要がある。	外部委託した公認会計士とともに制度調査を実施することにより、契約相手方に対して多角的かつ専門的知見からの指摘がなされ、もって担当職員の能力向上が期待されることから、引き続き実施。
○		総合評価の効果的な活用	総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。 ・システム関係の調達については、基準額以下の調達においても総合評価落札方式（加算方式）を活用。 ・可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	－	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	R６年度	A	－	システム関係の調達（基準額未満）における加算方式の採用。	A	－	システム関係の調達については、6年度総合評価落札方式による調達を36件実施した結果、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達ができた。	随時	－	対象となる案件があれば、引き続き実施。
											専門的な案件を除き過去の受注実績や経験・実績を過度に評価していないか確認を行う。		－	入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持を図った。		－	引き続き実施。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日　デジタル庁）等）。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷（電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数）
・電子契約案件数：契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数（電子契約案件数の内数）

※１　難易度

A＋：効果的な取組
A　：発展的な取組
B　：標準的な取組

※２　進捗度

・A：（定量的な目標）目標進捗率90%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B：（定量的な目標）目標進捗率50%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
・C：（定量的な目標）目標進捗率50%未満
（定性的な目標）何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

【様式２】その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分		特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか） 定量的	定性的
システム関係経費 ・デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ・運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 ➡　引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。	継続		【本省】 ○デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 【地方支分部局】 ○デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。	【本省】 ○システム関係の案件について、デジタル統括アドバイザー等による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施した。 ○以下、10件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 （内閣官房） ・RSシステムに係る運用保守業務 ・地上システム用計算機一式の賃貸借等 （内閣府） ・地震被害早期評価システム保守・運用等業務 ・総合防災情報システム(Gen3Ver1) 保守・運用等業務 ・栄典事務効率化システム機器等の賃貸借及び運用保守 ・「景気ウォッチャー調査Webシステム」の運用業務 ・令和６～７年度中央防災無線網模写伝送装置賃貸借 ・防災IoTインターフェース　運用・保守業務 ・公益認定等総合情報システム更改に係るPJMO支援業務 ・令和７年春の叙勲等の候補者の入力及び受章者名簿データ等の作成業務 【地方支分部局】 ○システム関係の案件について、デジタル統括アドバイザー等によるレビューが済んでいることを確認した上で実施した。 ○以下、2件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 ・令和６年度沖縄総合事務局行政情報システム運用管理業務 ・令和６年度沖縄総合事務局行政情報ネットワークシステムにおけるプロジェクト・マネジメント・オフィス（PJMO）支援業務	【本省】 ○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。 ○国庫債務負担行為による複数年契約を10件実施し、システム開発と保守を一体で契約するなど、調達事務の負担軽減に取り組んだ。 【地方支分部局】 ○システムの専門的な立場から、仕様書や見積り等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。 ○国庫債務負担行為での複数年契約の実施により、調達事務の負担軽減が図られた。
庁費類（汎用的な物品・役務）の調達 ・汎用的な消耗品（ＯＡ消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。 ・特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。 ・共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。 ・インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。 ➡　参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。	継続		【本省】 共同調達の実施。 ①　荷物等の配送業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） ②　会議等の速記業務（内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） ③　コピー用紙の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） ④　文房具等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） ⑤　プリンタ用及びFAX用トナー等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、消費者庁、復興庁） ⑥　いす用レース等のクリーニング業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁） ⑦　ガソリン及び軽油の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁） ⑧　一般的健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁） ⑨　婦人科健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府） ⑩　電動アシスト付自転車の賃貸借業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁） ⑪　トイレットペーパーの購入（内閣官房、内閣府本府、宮内庁） ⑫　六法全書の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省） ⑬　保存食等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁） ⑭　国会議員要覧（令和6年12月版）の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省） ⑮　ストレスチェック実施支援業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁） 【地方支分部局】 共同調達の実施。 ①コピー用紙の購入（単価契約） ②事務用消耗品の購入（単価契約） ③貨物運送業務（単価契約） ※参加官署（沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所、九州厚生局沖縄分室）	【本省】 ○6年度も引き続き、多くの調達分野において幹事官庁による共同調達を実施して、事務の平準化を図りつつ、効率的な調達に努めた。 【地方支分部局】 ①コピー用紙(05'→06') 　対前年度(5年度)と同品目(3品目)中、2品目が単価引下げ、1品目が単価上昇となっている。 ②事務用消耗品(05'→06') 　対前年度(5年度)と同品目(217品目)において94品目が単価減、110品目が単価上昇。品目が多いため個別の分析はできないが、調達品目や予定数量は大きく変更していないため、若干コスト上昇が反映されたと見られる。 ③貨物運送業務(05'→06') 　対前年度(5年度)と同品目(54品目)において対前年度同額。	【本省】 　現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄であることから、個別に調達した方が結果的に安価になるという可能性の有無について検証が必要な時期が来ている点も否定できない。 　しかしながら、幹事官庁（官署）の調達事務の負担が増える一方で、複数の参加省庁（官署）の調達事務の軽減が図られることから、行政コストの削減という面から継続するメリットはあると言える。 【地方支分部局】 　参加官署の調達事務負担を軽減。

具体的な取組内容	新規継続区分		特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
				定量的	定性的
調達等の専門家の養成・外部専門家の活用 ・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 ・会計実務研修について、弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。 ・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 ➡　調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。 ・特殊かつ専門性が高い２経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。	継続		民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した履行管理により、経費の削減を目指した。	－	【衛星センター】 民間コンサルティング会社等の専門的知見を製造や試験の適切な管理に反映することができた。 【遺棄】 民間コンサルティング会社の知見を活用することで、適切な契約金額等を確認することができた。
カード決済 ・既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 ➡　光熱費支払いの事務負担を軽減。	継続		・電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。	・電気・ガス料金の支払いについては、現金または口座振替に限定されており、カード決済による支払いは認められていない。	・電気・ガス料金は、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂等の業者も負担することから、国使用分の小切手及び各業者使用分の現金を合算し銀行窓口で支払いを行っている。このような特殊事情から、小切手による支払いが必要な場合もある。
旅費の効率化 ・割引制度や出張パック商品等を最大限活用。 ・アウトソーシングを継続して実施。 ・「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年７月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図るとともに、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。 ➡　出張者のチケット手配の事務負担の軽減、及び大口割引の適用により旅費を削減。	継続		アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。 出張パック商品等を最大限活用。	出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。	旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減が図られた。
適正な物品管理 ・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 ➡　物品調達経費の適正化。	継続		備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。	【本省】 部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：45回（2,077個）、内閣官房39回（200個） 内閣府・内閣官房間での管理換え ・備品：14回（177個） 【地方支分部局】 物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品　　：5回（63個）	－
業務効率化 ・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 ・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 ・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。	継続		・タクシーチケットの共通化 ・会場候補の情報共有 ・随契審査委員会における対応 ・会計事務に係る手引きの整備 ・仕様書様式の統一化	－	・30年度から全社共通のタクシーチケットを導入したことにより、利用者の利便性向上や、タクシーチケットの管理事務の効率化が図られている。 ・部局より依頼のあった場合は個別に共有している。 ・随意契約審査委員会をオンライン開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。 ・引き続き最新の情報の共有に努める。 ・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。

様式3

外部有識者からの意見聴取の実施状況

（対象期間：令和６年４月１日～令和７年３月31日）

外部有識者の氏名・役職【金井 睦美　監査アドバイザー】　　意見聴取日【令和７年６月12日（木）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ ６年度に実施した取組と自己評価全般へのご意見	「一者応札の改善」への取組は、前年度一者応札であった継続案件のうち34.1%が改善し、前年度の同数値31.6%より向上するなど、一定の効果が出ている。今までの取組により得たノウハウを活用し、新たな一者応札が増加しないよう取り組むとともに、改善できなかった複数年継続している案件は、公募随意契約への移行等の検討に期待する。	複数年一者応札が継続している調達案件については、引き続き公募随意契約への移行を積極的に検討し、価格交渉を実施するなど、適正な価格による調達に努め、一者応札のさらなる改善を図るための取組を徹底する。
	「価格交渉」において、企業者の当初提示額に比べ前年度と同水準の削減が達成されているが、一方で、物価高騰や賃上げ促進を理由として困難な事象も生じている。事業者側の適切な価格転嫁に十分配慮の上、今後の取組を推進することが望まれる。	昨今の人件費・物価高騰を踏まえ、必要な価格転嫁に十分配慮の上、事業及び成果物の品質を確保しながら経済合理性に基づく、適正な調達に努める。
	「システム関係経費」において、複数年契約を10件実施し、調達事務の負担軽減が図られている。また、「調達事務のデジタル化」においても、電子入札率及び電子契約率がそれぞれ向上している。こうした取組を生かして、今後も全体的に調達事務の負担軽減化への取組も必要と考える。	電子調達及び電子契約手続の利便性等については、引き続き事業者側へ丁寧な説明・周知を行い、さらなる調達事務の負担軽減に資する取組を進める。

外部有識者の氏名・役職【坂本 正徳 デジタル統括アドバイザー、佐藤國夫　情報化参与】　意見聴取日【令和７年６月４日（水）】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ ６年度に実施した取組と自己評価全般へのご意見（システム関係）	前年度に課題としていた、価格交渉の推進については、PMO審査段階でも可能な限り見積書の精査を行い、システム構築等のプロジェクトに於いて、管理費用が過大になっていないか注意を促している。 また、調達費用等に課題が見受けられる案件については、総務官室情報担当が継続的に調達部署とコミュニケーションを取りアドバイスを行うことで課題解決に努めている。これらの取組を継続することが必要である。	価格交渉については、引き続き見積書の精査や担当部局との綿密な連絡調整等を行い、より適正な価格で調達できるよう価格交渉を推進していきたい。
	システム関係経費における仕様書の標準化・適正化については、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」の令和６年度改定に合わせて、内閣官房情報セキュリティポリシー下位規程が改定となり、それに併せて調達仕様書ひな形の見直しが行われた。掲載する解説の充実を図ることで、調達部署の要件に対する理解を深め、適切な調達仕様書が作成できるよう図られることが必要である。	調達仕様書については、引き続き可能な限りひな形に沿って作成するとともに、要件等を十分に検証した上で適切な内容となるよう努めていきたい。
	PMOにおける調達審査については、前広に調達仕様書作成前から相談に乗ることで、適切な調達仕様書を短時間で作成できるようにしている。 また、調達仕様書（ひな形）のパターンを増やすことで、政府機関等に求められる基準や内閣官房内の運用規程等の改定事項を明示に伝えることが可能となっている。これらの取組により、調達部署の意識付けに効果があるものと思料する。	システム調達については、各部局に対して早い段階でPMOへ連絡・相談するよう指導し、適切な調達仕様書の早期作成、調達手続きの前倒し等に努めていきたい。
	一者応札回避のため、業務要件・システム要件を出来るだけ具体的に分かりやすく情報提供するようにアドバイスした。これによって、既存業者にしか分からない部分が減って応札ハードルが下がるので、新規業者が参入しやすくなることが期待できる。	調達仕様書に要件等をPMOと相談しつつ、より具体的に記載するとともに、委託先に求める情報を明確に記載することで、一者応札の改善及び適正な調達に取り組んでいきたい。
	適正な調達となるよう、委託先に求めるＩＴマネジメントの規範として、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」、「内閣府本府情報セキュリティポリシー」を守ることを調達仕様書に明記するようにアドバイスした。これにより、コンプライアンスと情報セキュリティの点で応札業者への注意喚起となり、より適正な調達につながることが期待できる。	